

バス事業者やタクシー事業者が導入する バリアフリー車両に対する減税措置(バリアフリー減税)

ノンステップバス、リフト付きバス及びユニバーサルデザインタクシー車両を一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行に限る)や一般乗用旅客自動車運送事業に導入する場合、以下の減税措置が受けられます。

対象事業	対象車両	自動車重量税 (平成33年3月31日までの間に 新車に係る新規検査を受ける車両)	自動車取得税 (平成31年3月31日までの間に 新車に係る新規登録を受ける車両)
一般乗合旅客 自動車運送事業 (路線定期運行に限る) (道路運送法第21条の 許可事業を除く)	ノンステップバス	構造・設備基準に適合した車両の初回分を免税	構造・設備基準に適合した車両の取得価額から 1,000万円を控除
	リフト付きバス (乗車定員30人以上)	構造・設備基準に適合した車両の初回分を免税	構造・設備基準に適合した車両の取得価額から 650万円を控除
	リフト付きバス (乗車定員30人未満)	構造・設備基準に適合した車両の初回分を免税	構造・設備基準に適合した車両の取得価額から 200万円を控除
一般乗用旅客 自動車運送事業	ユニバーサルデザイン タクシー	標準仕様ユニバーサルデザインタクシーとして 国より認定された車両の初回分を免税	標準仕様ユニバーサルデザインタクシーとして国より 認定された車両の取得価額から100万円を控除

減税に関する取扱いの概要

- 新車新規登録時に対象車両であると証明する書面が必要になります。
※対象となる自動車につきましては、各自動車メーカー又は販売店へお問い合わせ下さい。
- エコカー減税と重複する自動車は、
自動車重量税: エコカー減税の免税対象車以外の場合はバリアフリー車両減税が適用され免税となります。
自動車取得税: エコカー減税とバリアフリー車両減税とのいずれかを申告者が選択します。
※自動車取得税につきましては、各都道府県税窓口へお問い合わせ下さい。

◎対象自動車については自動車検査証の備考欄に「ノンステップバス」、「リフト付きバス」又は「認定ユニバーサルデザインタクシー」と記載されます。